

県民健康管理調査「基本調査」に関するQ&A

Q1 「基本調査」の問診票が届いていますが、「基本調査」とは何をするものですか。

A1 基本調査は、問診票に記入していただいた「いつ」「どこに」「どのくらいいたか」といった行動記録に基づき、皆さまお一人お一人が受けた原発事故発生直後から7月11日までの4か月間の外部被ばく線量を推計し、その推計結果をお返すものです。基本調査は、この時期の外部被ばく線量を推計する唯一の方法です。

Q2 「基本調査」は、原発事故発生直後から7月11日までの4か月間の外部被ばく線量を推計するだけのものですか。

A2 基本調査は、甲状腺検査等の詳細調査と表裏一体のものであり、各種検査・調査の結果分析において重要なものとなります。問診票や推計結果は、長期にわたって保管・管理し、今後の健康管理に役立てていきます。

また、今後の各種検査・調査の「お知らせ」を確実にお届けするためには、住所(居所)の確認が必要となりますが、基本調査への回答はこのためにも重要となります。

Q3 原発事故後時間も経過しているため、詳しく行動を覚えていません。どうすればよいですか。

A3 思い出して書けるところを書いて提出してください。

思い出せないところは空白ではなく「忘れて書けない」と記入してください。

なお、後日、事務局からご記入いただいた連絡先のお電話番号に電話をおかけし、お話をしながら記入のお手伝いをさせていただくなどの対応をしております。

Q4 同じ行動をした家族は、代表者だけ提出すればよいですか。

A4 基本調査は、お一人お一人にお送りしております。氏名や住所(居所)など、個別に記入して返送いただくものですが、ご家族でほぼ同一の行動をされた場合には、行動記録については代表者のみが記載して、その他の方々の問診票は、〇〇(代表者)と同じと明記して、代表者問診票とご家族の分を一つの封筒に入れて返送してください。

Q5 「基本調査」の問診票は、いつまでに提出すればよいですか。

A5 問診票の提出については、引き続き受け付けていますが、できるだけ早くご回答くださるようお願いいたします。

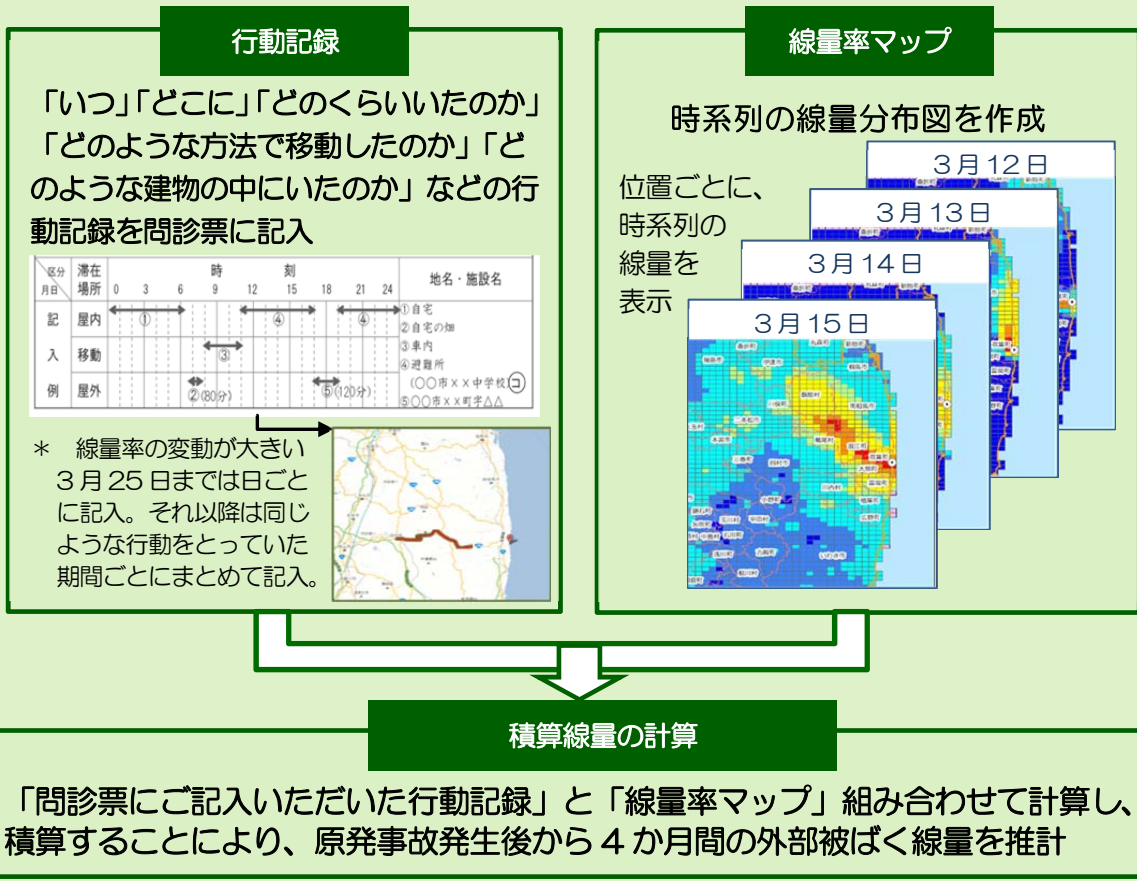
なお、平成23年3月11日から7月1日に福島県内に住んでいた方で「基本調査」の問診票が届いていない方、紛失された方は、下記にご連絡をお願いします。

福島県立医科大学 県民健康管理センター

電話番号 024-549-5130 (9:00~17:00 土日祝日を除く)

Q6 「基本調査」では、行動記録をもとに、「原発事故発生直後から7月11日までの間に受けた外部被ばく線量を推計する」とのことですが、具体的にどのようにして推計されるのですか。

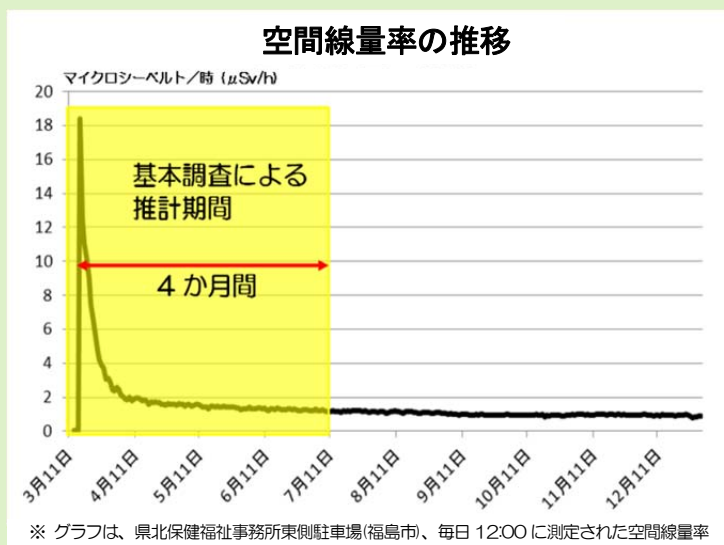
A6 皆さまにお送りしている基本調査の問診票に記入していただいた行動記録をもとに、外部被ばく線量を推計する方法(概要)は次の通りです。



Q7 個人線量計（ガラスバッジ、電子式線量計など）で外部被ばく線量がわかるので、基本調査への回答は不要なのではないですか。

A7 基本調査では、原発事故発生直後から4か月間の外部被ばく線量を推計します。

最も空間線量率の高かったこの時期の外部被ばく線量を知るためには、基本調査にお答えしていただく必要があります。



Q8 「基本調査」の問診票に記入して提出しましたが、結果はいつ返ってくるのですか。

A8 結果のお知らせが遅れており、申し訳ございません。

ただ今、先行調査対象地域の皆さまから順次結果をお返ししております。もうしばらくお待ちくださるようお願いいたします。

皆さまからご提出いただいた問診票は、ご記入いただいた内容を確認し、必要に応じてお電話にて記載内容確認のご連絡をさせていただいております。その後、外部被ばく線量評価システムに入力し推計の上、結果をお返しさせていただくこととしております。

【県民健康管理調査「基本調査」に関するお問合せ先】

福島県立医科大学 県民健康管理センター

電話番号 024-549-5130 (9:00~17:00 土日祝日を除く)